

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
<p><b>1. 証券化支援業務等の推進</b></p> <p>(1) 証券化支援業務</p> <p>① 長期・固定金利住宅ローンの安定的供給支援</p> <p>ア 住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第2号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）に関し、適合証明機関を適切にモニタリングする等、技術基準に基づく適切な適合証明業務の実施を確保する。</p> <p>また、フラット35やフラット35Sについては、引き続き、金融機関、住宅関連事業者、適合証明機関等への協力依頼及び各種媒体を通じた総合的な広報活動を行う。</p> <p>さらに、国の省エネ基準改正等に対応したフラット35Sの技術基準解説等について、施工マニュアル及びパンフレットを活用し、説明会の開催等による中小工務店等への技術支援を行うとともに、ホームページを活用して周知を行う。</p> <p>イ 住宅ローン利用者等が長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等を利用した場合における工事審査の合理化について、機構ホームページ、適合証明機関の窓口でのパンフレットやチラシの配布により周知を図る。</p> <p>また、適合証明機関向け研修において、当該合理化について、適合証明の申請者に対する周知を行うよう依頼する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適合証明検査機関（59機関）及び適合証明技術者を有する建築士事務所（25事務所）に対して、適合証明業務の処理状況等に関する業務検査等を実施し、適切に業務が行われていることを確認した。</li> <li>住宅市場の活性化及び良質な住宅の取得を支援という経済対策の趣旨も踏まえ、フラット35Sの金利引下げに関する周知を行うため、以下の取組を実施した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>説明ツールの作成（平成26年度版工事仕様書、木造住宅ハンドブック、技術基準のご案内、中古住宅物件検査ガイド）</li> <li>フラット35Sの各タイプのメリットを分かりやすく案内した資料や解説動画を作成</li> </ul> </li> <li>改正省エネ基準等について、中小工務店向けにセミナーを開催するとともに、住宅関係団体のWeb上で講義を配信した（主催セミナー6回、他団体セミナー46回、Webセミナー3本）。</li> <li>フラット35（新築戸建て）の申込みにおける省エネ住宅（フラット35Sの省エネルギー性基準に該当する住宅）のシェアは、平成26年度で61.8%（平成25年度：59.1%）になり、着実に拡大している。</li> <li>次のとおり総合的かつ戦略的な広報活動を行った。             <ul style="list-style-type: none"> <li>各種メディアに対して、適時プレスリリースを実施した他、積極的な働きかけとしてメディアキャラバンを実施（年15回）し、日々迅速かつ的確な取材対応を行った。また、報道関係者や有識者との意見交換会等を通じて、関係構築に取り組んだ。</li> <li>経済対策については、補正予算案の閣議決定時及び成立時にプレスリリースを行い迅速に周知を図るとともに、インターネット広告や新聞広告により周知を図った。</li> <li>全国一斉相談会の開催（年3回）に合わせて、メディアミックス（テレビCM、新聞、インターネット広告、交通広告等）により効果的に広告を実施した。また、フラット35の理解度向上を目的として、ターゲット別に訴求メッセージやストーリー展開の異なる動画広告を作成し、活用した。</li> </ul> </li> <li>長期優良住宅等に係る工事審査の合理化について、機構ホームページ、適合証明検査機関の窓口でのパンフレットやチラシの配布による周知を継続的に実施した。</li> <li>適合証明検査機関に対する新任者向け業務研修（2都市4会場、受講者169名）及び実務研修（7都市9会場、受講者743名）において、長期優良住宅等を利用した場合の工事審査の合理化の内容や留意点について説明し、適合証明の申請者に周知を行うよう要請した。</li> </ul>
<p>ウ 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり、協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリングを行う。</p> <p>その結果、当該協定書や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度において証券化支援業務に新規参入した2金融機関に対し、事業開始前に融資審査に係る研修等を行い、円滑な事業開始を支援した。</li> <li>金融機関の融資審査に係る実地調査を40機関に対して実施し、事務処理マニュアル等で規定した審査内容への対応が不十分と認められた12機関については文書による是正要請を行った（全12機関平成26年度中に対応済み）。</li> </ul>
<p>エ 消費者がフラット35の可否の見込みをできるだけ早期に知ることができるように、事前審査システムの利用金融機関の増加及び事前審査システムに係る金融機関の利便性の向上を図ることにより、事前審査システムの活用を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前審査システムについて、新たに11機関が利用を開始し、利用機関は77機関、利用件数は130,955件となった。（平成25年度 利用件数122,348件）</li> <li>事前審査の追加審査（事前審査システムでは融資可否の見込みの明確な回答ができない一部の案件について機構職員が追加審査を実施する仕組み）を平成25年9月から開始し、事前審査システムの利便性向上を図った。追加審査の利用機関は23機関、利用件数は1,715件となった。</li> <li>事前審査システムと本審査のデータを平成27年9月から連動させることを目指し、システム開発に着手した。</li> </ul>
<p>オ 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>進捗管理の徹底、借入申込書の記入方法に係る金融機関研修の実施、審査部門における審査体制の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、標準処理期間内に処理した案件の割合は83.4%（平成25年度：81.2%）となった。</li> <li>さらに、金融機関における融資審査の所要日数の短縮に向けて、伝送（データによる申込情報の登録）による買取申請を促進した。（買取申請件数に占める利用率82.9%）</li> </ul>
<p>カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証型の活用について、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するため、地域金融機関を中心に市場関係者を訪問し、意見交換を行った。</li> </ul>

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績
<p>② 自主的な取組としての商品の見直し 一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の経費相当額の金利の引下げを含めた商品の見直し等を具体的に進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンサルティングを活用し、保証型の課題やニーズを整理するとともに、実施する場合の制度設計やリスク管理手法等について検討した。また、機構内に設置した「証券化支援事業の課題に関する検討委員会」における意見を踏まえ、長期・固定金利以外の金利タイプの住宅ローンを保証型の対象とした場合の金利リスク量を計測するツールを開発した。</li> <li>お客さま、住宅関連事業者及び金融機関のフラット35の商品性等の改善要望を収集するとともに、商品性等の改善について検討を行い、以下の内容について実施した。 また、改善を行った商品性等については、適宜周知用チラシ等を作成し、金融機関、住宅事業者、消費者に対する説明会、相談会等で周知するとともに、ホームページを通じた周知活動を丁寧に実施した。 (住宅関連事業者向け説明会の実施回数42回 約800社、DMやメルマガによる周知34回 約5,100社)</li> <li>中古住宅・リフォーム市場の活性化やお客さまのニーズに合わせた住み替えを支援するため「フラット35(リフォーム一体型)」の導入を決定した(平成27年度予算事項。平成27年4月から実施)。 従来リフォーム工事資金はフラット35の対象外であったが、これにより中古住宅の購入に併せてリフォームを行う場合、中古住宅の購入資金とリフォーム工事資金を併せて対象とすることが可能となる。また、フラット35の技術基準を満たさず、そのままではフラット35を利用できなかった住宅であっても、リフォーム工事により、当該技術基準を満たすときは、フラット35が利用可能である。</li> <li>お客さまの将来の返済額を軽減したいというニーズに対応することを目的として、返済期間が異なるフラット35を組み合わせる利用いただける制度「ダブルフラット」の導入を決定した(平成27年4月から実施)。</li> <li>融資の対象となる太陽光発電設備で得られる売電収入のうち、機構で定める計算基準で算出した金額を年収に加算可能とする決定をした。また、お客さまは借入時に「売電収入見込み申請書」、契約時に「設備認定通知書(写)」等を提出するのみで手続きが行えることとした。これにより、簡易な手続で借入可能額を増加することが可能となり、初期費用の負担を軽減することが可能となる。(平成27年4月から実施)。</li> <li>従来、受託金融機関の窓口で受け付けていた100万円からの一部繰上返済について、お客さまのニーズを踏まえ、インターネットサービスで100万円からの一部繰上返済をお申込みいただけるように利便性を向上させた(平成26年7月から実施)。 ※ 一部繰上返済のうち、28%が住・My Noteを利用(平成27年3月までの累計。同月単月では36%)。利用者の約4割が100万円未満の一部繰上返済となっている。 ※ また、取扱いを希望する受託金融機関のお客さまを対象として、インターネットサービスで住所等の変更の届出を受理する機能を拡充し、利便性を向上させた(平成27年6月から実施)。</li> <li>金融円滑化法の期限(平成25年3月)が到来した後も、返済困難者に対して償還期間延長などの特例措置を実施し、元金据置中の金利引下げについて、金融円滑化法の適用期間中は国費で対応していたが、終了後も機構の自助努力により金利引下げ(0.5%引下げ)を実施した。</li> </ul>
<p>③ 安定的かつ効率的な資金調達 ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を最も安定的、かつ、効率的に調達するよう、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」(以下「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」という。)を踏まえ、投資家に対する丁寧な広報活動を実施すること及び投資家の需要を十分に把握した上でMBS発行額の平準化等による柔軟な起債運営を行うことにより、効率的かつ安定的な資金調達に努めるとともに、MBS市場において、投資判断等のベンチマークとしての役割を果たす。 また、MBS市場に参入する投資家の範囲を維持・拡大するため、ホームページ及び情報ベンダーを通じ、MBSの裏付けとなる住宅ローン債権に関する融資種別等の属性分析の更新情報等を定期的に情報提供するなど、投資家のニーズを踏まえた情報の充実を図る。加えて、投資家の認知度及び理解度の向上を図るために、投資家を個別に訪問し、丁寧な広報活動を重ねるとともに、更なる情報の充実を検討する。 あわせて、市場環境や市場関係者からの意見・ニーズを踏まえながら、MBSの発行の多様化について検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日銀による追加金融緩和の実施(10月)等により、金利水準が大きく変動する市場環境が続く中で、投資家目線での投資スタンスを精緻に把握するため、10月以降追加的に臨時の投資家ヒアリングを計6回実施したことに加え、市場環境及び投資家動向を逐次確認した上で適切なマーケティング等を行い、機動的な起債運営を実現した。また、投資家への個別訪問(288件)を実施し、訪問先の選定に当たっては、先方の財務諸表分析を行うなど、よりMBS及びSBへの理解を促すべく対応した。 【MBS】</li> <li>1起債当たりの投資家数(最大)は、昨年度までの実績(50~80社程度)を上回る水準(100社程度)となり、年間通じて旺盛な需要に支えられたこと等により、安定的なスプレッドでの資金調達を実現した。 加えて、国債の金利が低下したことも相まって平成27年1月条件決定分のMBSにおいては、公庫・機構を通じた最低クーポン(表面利率)水準(0.60%)となった。</li> <li>安定的に資金調達を行っていく観点から、投資家の需要に比べMBS発行額が大きくなることが見込まれた月については、投資家の需要、今後の買取金額及び発行額見通し等を踏まえて、MBS発行額の平準化(発行額の一部を減額し、減額分を翌月以降へ繰り延べる取組)を実施した。</li> </ul>

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績																						
	<p>【平成26年度における平準化の取組】</p> <table border="1" data-bbox="842 230 1430 427"> <thead> <tr> <th>平準化実施月</th> <th>平準化額</th> <th>当初発行予定額</th> <th>発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年4月</td> <td>249億円</td> <td>1,878億円</td> <td>1,629億円</td> </tr> <tr> <td>27年1月</td> <td>151億円</td> <td>1,177億円</td> <td>1,026億円</td> </tr> <tr> <td>27年3月</td> <td>298億円</td> <td>1,466億円</td> <td>1,168億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年度の平準化は平成26年1月のみ (平準化額161億円、当初発行予定額1,396億円、発行額1,235億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月提供している償還履歴データについて、データ量が膨大となっており、データの加工や分析に負担がかかるとの市場関係者の声があったことから、繰上償還率等の算出に当たって利用頻度の高い情報のみを備えた償還履歴データの簡易版（コアデータ）等の提供を実施した。</li> </ul> <p>【SB】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3年債(平成26年11月条件決定)については、機構初の年限であったが最低水準スプレッドとしつつ、日本銀行当座預金適用利率+0.002%を下限クーポンとすることで、投資家需要を喚起し、発行額を当初100億円から300億円に増額して起債した。</li> <li>5年債については、過去発行された主幹事方式における最低水準スプレッド及び国債金利が低下してことも相まって、最低クーポンを達成した。(発行額：300億円)</li> <li>下半期発行の30年債は前回債から▲5bpとして、スプレッド及び国債金利が低下したことも相まってクーポンとも過去最低を更新した。(発行額：100億円)</li> <li>証券化支援勘定におけるMBSの超過担保部分の資金として、SB等による調達を補完し資金調達の多様化を図るため、機構初のシンジケートローンによる調達を実施した。(調達額100億円、年限5年)(MBS市場に参入する投資家の範囲を維持・拡大するための取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>主に以下の取組により購入投資家数が増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>投資家の認知度及び理解度の向上を図るための活動</li> <li>投資家への個別訪問(国内272社、海外16社)平成25年度実績(国内225社、海外9社)</li> <li>特に地方投資家(地銀、信金、信組、信連)に対し積極的なIRを実施</li> <li>利用頻度の高い情報のみを備えた償還履歴データの簡易版(コアデータ)等の提供</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【一起債あたりの購入投資家数(推定)】</p> <table border="1" data-bbox="842 1261 1430 1346"> <thead> <tr> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60~80社程度</td> <td>50~80社程度</td> <td>60~100社程度</td> </tr> </tbody> </table>	平準化実施月	平準化額	当初発行予定額	発行額	26年4月	249億円	1,878億円	1,629億円	27年1月	151億円	1,177億円	1,026億円	27年3月	298億円	1,466億円	1,168億円	平成24年度	平成25年度	平成26年度	60~80社程度	50~80社程度	60~100社程度
平準化実施月	平準化額	当初発行予定額	発行額																				
26年4月	249億円	1,878億円	1,629億円																				
27年1月	151億円	1,177億円	1,026億円																				
27年3月	298億円	1,466億円	1,168億円																				
平成24年度	平成25年度	平成26年度																					
60~80社程度	50~80社程度	60~100社程度																					
<p>イ MBS発行に要する引受手数料率は、MBS発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MBS発行に要する引受手数料率について、証券市場における最低水準を維持した。</li> <li>多くの他の債券において引受手数料率が引き下げられた場合、速やかにMBSの引受手数料の引下げが実施できるよう、市場関係者に対するヒアリング及びベンダー情報の定期的なモニタリングを行った。</li> </ul>																						
<p>④ 経費率 証券化支援業務に係る経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.20%以下とすることを目指して取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度の証券化支援業務における経費率は、総合オンラインシステム等の改修等の一時的な費用が増加したものの、買取債権等残高が増加したことにより0.14%となった(平成25年度0.14%)。なお、平成24年度~平成26年度の3年平均は、0.15%となった。</li> </ul>																						
<p>⑤ 調査研究 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、フラット35利用者調査、住宅ローンに関する顧客アンケート調査、民間住宅ローン調査等の調査研究を行い、業務運営の基礎資料を得るとともに、住宅・金融市場に関するデータを収集する。 また、米国を中心に海外の住宅ローン市場や商品に関する情報収集を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関を対象とした調査を実施し、証券化支援業務の円滑な実施に貢献するとともに、広報誌や学会等の様々な機会を利用し、調査結果を発表した。</li> <li>各研究員の研究レポート、論文及び新聞掲載記事について、研究成果としてホームページに掲載し、住宅金融に関するデータの幅広い情報発信を実施した。</li> <li>大学院における講義、学会活動、外部研究者による勉強会開催、データ提供を実施した。</li> <li>海外の政府関係機関等に対して、次のとおり対応した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○米国ジニーメイ <ul style="list-style-type: none"> <li>5月30日 ワシントンDCにおいて、MOUに基づく実務者協議を開催し、今後の協力関係の具体的な枠組みについて基本合意した。</li> <li>9月22日~23日 ジニーメイ主催の金融機関向け研修会(サミット)に機構職員3名が参加した</li> <li>10月29日 ジニーメイ総裁が来訪し、日米の証券化市場について情報交換を実施した。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>																						

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ タイ王国（第二次抵当公社）SMC 5月15日～16日 SMCのほかタイ財務省、タイ銀行（中央銀行）担当者が来訪し、MOCに基づき、両国の住宅市場、経済動向、MBS等について意見交換を実施した。 1月7日 バンコクで開催されたSMC主催セミナーに参加し、理事長が講演した。</li> <li>○ ミャンマーCHDB（建設住宅開発銀行） 1月20日 ネビドーで開催された日緬建設次官級会合に国交省とともに参加し、日本の住宅金融について講演を行ったほか、CHDBと今後の協力関係について意見交換を行った。</li> <li>○ 韓国国土交通部 3月19日 ソウルで開催された第16回日韓住宅会議に参加し、日本の住宅市場と住宅金融の動向について発表した。</li> <li>○ その他、メキシコ、ロシア、モンゴルの政府及び政府関係機関の要人が来訪し、住宅金融等について情報交換を実施した。</li> <li>・ 東南アジアの住宅金融に関する英語小冊子を作成し、国内外の関係者へ配布した。</li> </ul>
<p>(2) 住宅融資保険業務</p> <p>① 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」（以下「事務・事業の見直しの基本方針」という。）を踏まえて、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>ア 証券化支援業務と連動して実施する必要がある事業等（フラット35及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。</p> <p>イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）（以下「高齢者住まい法」という。）を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足下における民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要がある事業等に係る住宅融資保険業務を適切に実施した。</li> <li>・ 民間による代替状況を把握するため、金融機関や子会社の保証会社を除く民間保証会社等へヒアリング調査等を実施し、引き続き、民間金融機関の融資業務を支援する必要があることを確認した。</li> <li>・ リバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険について、平成26年度から地域金融機関4行が取扱いを開始した（累計6機関：三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、広島銀行、山口銀行、北九州銀行、もみじ銀行）。</li> <li>また、複数の金融機関で参入を検討中であり、リバースモーゲージ特有の手続等についての資料提供、照会対応を行うなど金融機関の自行商品化に向けた支援を継続的に実施した。</li> <li>・ リバースモーゲージについて、高齢者の住み替え（郊外の住宅から利便性の高い街中の住宅へ引越す等）の支援等のため、これまでのリフォーム資金及びサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に加え、住宅の建設・購入資金についても対象とすることを決定した（平成27年度予算事項。平成27年4月から実施）。この制度改正については、取扱金融機関（6機関）だけでなく、現在、新規付保を取り扱っていない金融機関も含めて広く周知を行った（464機関に周知）。</li> <li>・ 平成26年度補正予算を踏まえた保険料率の引下げについては、経済対策の趣旨を鑑みつつ、フラット35の下支え及び民間金融機関の住宅ローン事業の支援により、住宅投資の拡大を促すため、金融機関に対する周知を実施した。新規契約対象金融機関だけでなく、存続契約のみの金融機関にも周知を実施し、合計619機関に周知した。（新規契約対象金融機関：125機関、存続契約のみの金融機関：494機関）</li> </ul>
<p>② 保険金の支払等</p> <p>ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を25日とし、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関の保険金支払い請求に当たって、保険金支払請求前の金融機関からの事前相談への対応、及び9割填補型保険の契約金融機関において保険金支払審査項目を事前にチェックする仕組み（「要件確認シート」を活用）を該当する全ての金融機関で実施したほか、保険金請求以後の審査状況等をデータベース化することにより、進捗管理の徹底を図る等、支払審査業務の効率化を実施した。</li> <li>・ その結果、標準処理期間内に処理した件数割合は98.8%となった（425件中420件）。</li> </ul>
<p>イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関からの各債権別の回収状況報告に基づき、借入者の分割弁済等の具体的な交渉を実施させる等の対応方針を策定の上、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組む。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第1順位債権50%、第1順位以外債権20%を達成するよう努める。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険金請求に至っていない長期延滞債権全件を機構も状況把握する等、機構関与を深化させた進捗管理を行うことで早期の回収方針の策定を可能とするとともに、保険金支払い後は、お客さまの実情に応じて、分割弁済の措置や任意売却等による物件処分を速やかに実施することで、平成25年度に支払った保険金について、平成26年度末までの回収実績率は、第1順位債権は58.2%、第1順位以外債権は45.8%となった。</li> </ul>
<p>ウ 融資保険料率の計量モデルによるモニタリング等を通じ、実績反映型保険料の的確な運営並びに付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 的確な付保審査及び債権管理の推進に加え、四半期毎に融資保険料率の計量モデルによるモニタリングを実施し、債務者属性等の分析を踏まえ、実績反映型保険料率制度等における平成26年度の保険料率の検証及び平成27年度の保険料率の設定を行った。</li> </ul>
<p>(3) 団体信用生命保険等業務</p> <p>① 証券化支援業務や住宅金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担を負わせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切に団体信用生命保険等業務を行った（団信弁済実績9,378件（77,054百万円））。</li> <li>・ 団信加入者確保に向けて、以下の取組を行った結果、新規加入率はほぼ前年度実績並みであったが、2年目脱退率について前年度実績（4.03%）よりも改善した（3.74%（速報値））。（新規加入率向上に向けた取組）</li> <li>・ 不加入希望者へのダイレクトメールによる勧奨（約1万通）</li> </ul>

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フラット35の周知活動と連携し、金融機関及び住宅事業者に対して団信加入促進を継続的に依頼</li> <li>・機構の経営層による主要金融機関の経営層への取組強化依頼(2年目脱退率改善に向けた取組)</li> <li>・任意・未納脱退を抑制するため、金融機関に対し継続勧奨への取組強化を要請</li> <li>・「特約料振替のご案内」等のお客さま宛の文書について、わかりやすさを認証する第三者機関(UCDA)の認証を受け、使用を開始した。</li> <li>・フラット35の周知活動と連携し、金融機関及び住宅事業者に対して団信加入促進を継続的に依頼(再掲)</li> <li>・機構の経営層による主要金融機関の経営層への取組強化依頼(再掲)</li> </ul>
<p>② 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度を構築・維持するため、必要に応じ、住宅ローン利用者が利用しやすい制度となるよう、商品性の見直し等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団信特約料のクレジットカードによる支払いの取扱いを平成27年1月から開始した。これにより、従来からの年1回の口座引落しの他、クレジットカードによる一括払い、2回払い、分割払い(3回、6回、10回、12回)やボーナス一括払いも可能となり、お客さまの特約料のお支払方法の選択肢を増やすことができた。</li> </ul>
<p><b>2. 住宅資金融通業務等の実施</b></p> <p>(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業務を実施する。</p> <p>① 災害発生時における災害復興住宅融資の実施に当たっては、災害の規模や住宅への被害状況などについて迅速な情報収集により確認し、必要に応じて相談窓口を設置するとともに、記者発表やホームページによりその旨を速やかに周知する。 また、災害復興住宅融資が円滑に実施されるよう、工事審査等を行う地方公共団体等及び融資手続を行う金融機関と適切に連携する。 さらに、災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、ホームページ等を活用した周知を行う。</p> <p>② 高齢者住まい法を踏まえサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務及び高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資業務を実施する。</p> <p>③ 賃貸住宅融資業務について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。</p> <p>④ 都市居住の再生・改善を図るための、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務及びマンションの共用部分の改良に必要な資金の融資業務については、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等(市街地再開発事業・防災街区整備事業、マンション建替え・リフォーム事業、重点密集市街地等における建替え事業)について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。</p>	<p>① 災害復興住宅融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生都度、被害状況を把握の上、速やかに融資制度を記者発表、ホームページ等で周知した(台風8号、台風11、12号、8/15からの大雨、広島県における8/19からの大雨、長野県神城断層地震)。</li> <li>・特に、8/15からの大雨(京都府福知山市)、広島県における8/19からの大雨(広島市)、長野県神城断層地震(長野県白馬村、同小谷村)については、現地支店を中心に、地方公共団体と連携して被災者向け説明会・相談会を開催した。</li> <li>また、融資申込みが円滑に行えるよう、広島県における大雨、長野県神城断層地震においては、地元受託金融機関における受付体制を構築して対応するとともに、災害融資の工事審査方法等の情報を受託地方公共団体、受託検査機関に提供した。</li> <li>・東日本大震災への対応における経験や昨今の自然災害が頻発する状況に鑑み、平時からの地方公共団体との連携をより強固にしていくため、旧住宅金融公庫時代に各都道府県等と締結していた「災害時における住宅復興に向けた協力に関する協定」の見直しに取り組み、平成26年度末で25団体(17都道府県8市)と新たな協定を締結した。第1号である栃木県との災害協定の締結は、報道等でも取り上げられた。</li> <li>・平成26年度補正予算による融資限度額の引上げについて、機構ホームページ等を活用して周知を行った。</li> </ul> <p>② サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資のご案内やリーフレット等における説明内容の充実、事前相談の積極的活用及び抵当権同順位等による民間金融機関との協調融資の実施、金利水準の見直し等の制度改善に取り組み、業務を実施した。</li> </ul> <p>③ 子育て省エネ賃貸住宅融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ性能の高い子育て賃貸住宅に対する融資に限り、賃貸住宅融資業務を実施した。</li> <li>・また、民間による代替状況を把握するため、民間賃貸住宅事業者へのヒアリング等を通じて面積が広く省エネ性能が高い賃貸住宅の供給状況を確認したところ、機構融資の利用が2割程度に相当することが確認された。賃貸住宅においては、省エネ性能の向上に要する費用を賃料に転嫁しづらいことや、床面積の広い子育て世帯向けの賃貸住宅では面積に対する賃料単価が低くなることから、子育て世帯向けに供給される賃貸住宅の省エネ性能向上を図るためには、引き続き機構融資を通じて供給を支援する必要がある。</li> <li>・なお、平成27年4月から融資の対象となる省エネ性能の基準に、「一次エネルギー消費量等級4以上」を追加した。</li> </ul> <p>④ 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務等権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等のうち中小事業者が実施するものに限り実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興再開発事業に位置づけられている宮城県石巻市の2地区(中央三丁目1番地区、立町二丁目5番地区)及び宮城県塩竈市の1地区(海岸通1番2番地区)について、機構が事業検討段階から積極的に関与し、準備組合の段階からの継続的な支援により工事着工につなげた。</li> </ul>

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績
<p>⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）の規定による財形住宅に係る融資業務を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の空洞化が問題となっていた長崎県佐世保市の再開発事業については、権利変換計画の認可申請取下げ、リーマン・ショックの影響による事業協力者・保留床取得者の撤退等、事業頓挫のリスクが生じていた中、機構が融資参画し、地元の金融機関を取りまとめながら平成26年10月に竣工した。これにより、商店街の活性化、都市型住宅の創出による定住化促進など、魅力あるまちづくりに寄与した。</li> <li>・また、民間による代替状況を把握するため、機構が関与した事業の割合の調査等により確認したところ、権利変換計画の許可がなされた市街地再開発事業等の機構融資の利用が2割程度、工事完了したマンション建替事業の機構融資の利用が3割程度に相当することが確認された。市街地再開発事業等については、関係者の合意形成が難しいことにより事業が長期化するリスクがあり、また、マンション建替事業については、居住者間の意見調整等が難しいことにより事業が長期化するリスクがあることから、このようリスクのある事業を推進するため、引き続き機構融資を通じて事業を支援する必要がある。</li> </ul> <p>⑥財形住宅融資 中小企業勤労者向けの融資金利を引き下げなどの制度改正に対応するとともに、ホームページ等を通じて融資制度の周知を行う等、融資業務を的確に実施した。</p>
<p>(2) 業務の実施</p> <p>① 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資等を通じて、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力する。さらに、省エネ住宅の普及の促進等の住宅政策上の課題に対応する。 また、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施する。 なお、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化等の住宅政策上の課題に適切に対応するため、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資等を行うとともに、地方公共団体、住宅関連業界団体、NPO法人等と連携して、マンション建替えや大規模修繕に関するセミナー等を開催した。</li> <li>・老朽化マンションの大規模修繕や耐震改修工事等を適切に支援するため、きめ細やかな相談体制やセミナー等での周知活動、事務手続改善等の取組を実施したことにより、マンションの共用部分改良融資の受理金額が85億円に増加（昨年度比125%増）、うちマンション耐震改修融資の受理金額は13.35億円に増加（昨年度比240%増）となった。</li> <li>・修繕積立金の計画的な積立てや、適切な管理をサポートするために、セミナー等での周知や管理組合訪問等取組を実施したことにより、マンションすまい・る債の新規応募口数が57,525口に増加となった（昨年度46,125口対前年比125%）。</li> <li>・上記周知活動については、以下のとおり実施した。 ①大手管理会社、マンション関連業界団体及び管理組合に個別勉強会・研修会を実施（実施回数：約70回、昨年度：計53回） ②機構主催の管理組合向けセミナーを四大都市圏（東京、大阪、福岡、愛知）において開催（集客数：約230名、昨年度：約200名）。</li> <li>・老朽化マンションの大規模修繕工事等の適切な維持管理を支援するため、マンションすまい・る債積立組合に対するマンション共用部分リフォーム融資金利の引下げ（▲0.2%）を平成27年1月から実施した。</li> <li>・勘定内の資金を有効活用することにより、業務を実施した。</li> <li>・災害復興に係る融資を除き、財政融資資金は利用していない。</li> </ul>
<p>② 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、次の融資の区分に応じ、それぞれ機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理する。 ア マンション共用部分改良融資 12日 イ 省エネ賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 45日 ウ 高齢者住宅改良融資 12日 エ 財形住宅融資 12日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗管理の徹底等の審査スピードアップに向けた取組の結果、標準処理期間内に処理した件数の割合は次のとおりとなった。 ア マンション共用部分改良融資 94.2% イ 省エネ賃貸住宅融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 81.8% ウ 高齢者住宅改良融資 100% エ 財形住宅融資 96.3%</li> </ul>
<p>(3) 経費率 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.40%以下とすることを目指して取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度の直接融資業務における経費率は、総合オンラインシステム等の改修等の一時的な費用が増加したことに加え、貸付金残高が減少したことにより0.30%となった（平成25年度0.28%）。なお、平成24年度から平成26年度までの3年平均は、0.30%となった。</li> </ul>
<p><b>3. 東日本大震災への的確な対応</b> 東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行う。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、災害復興宅地融資等の業務について、被災地への出張相談やお客さまコールセンターにおける返済シミュレーションサービスを積極的に実施する等、面談及び電話相談業務の取組を強化し、また、審査業務・融資業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、組織を挙げて適切に実施する。 特に、防災集団移転促進事業等に関する取組を支援するため、引</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の利便性向上のため、関係機関（地方公共団体、建築士団体）と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで提供できる住宅再建相談会を、平成25年度に引き続き実施した。また、平成26年度は、民間金融機関とも協力して相談会を開催することで、被災者の住宅再建を支援する取組を実施した。相談会の回数：21市町村 213回（昨年度198回）このうち民間金融機関の参加 28回 相談数：1,100組</li> </ul>

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績
<p>き続き東北復興支援室を中心として、地方公共団体等との連携を強化する。</p> <p>また、顧客のニーズ等を踏まえ、事務手続や商品性の改善を進める。</p> <p>(2) 返済中の被災者への対応</p> <p>被災者の状況に応じた返済方法の変更について、電話や面談による相談業務や、返済方法変更の審査業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、適切に実施する。</p> <p>また、返済相談においては、借入者の状況に応じて、災害特例等のみならず、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年6月17日に開催された二重債務問題に関する関係関係会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。）等の概要を説明するとともに、手続に従い、適切な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅再建相談会には、東北支店職員のほか、事前研修を受けた職員を全国から派遣（延べ426人・日）し、相談対応の質を確保しつつ、組織一丸となって継続的な相談サービスを提供した。</li> <li>「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）」（復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース取りまとめ」平成26年5月27日公表）に掲げられた『造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間の短縮』を円滑に実施するため、復興庁等関係機関と連携し、所有権移転登記後の抵当権設定登記を確実にを行うための手続を定め、土地の所有権移転登記及び抵当権設定登記の完了前に融資金の受取を可能とする仕組みを構築した。また、こうした機構が講じる事務対応について、民間金融機関での対応の参考としていただくよう、復興庁と連携し、被災3県において金融機関向け説明会を実施した。</li> <li>岩手県沿岸部における宅地供給等が平成26年度後半から本格化することに対応し、地域により密着した支援を図るため、東北支店（仙台市）以外の拠点として、釜石市に「三陸復興支援センター」を開設（平成26年6月26日）し、被災者相談対応等を組織一丸となって実施した。</li> <li>三陸復興支援センターでは、主に以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県沿岸部での住宅再建相談会の実施及びその後のお客さまフォローを行った（実施回数*：58回（隔週の週末（金曜日～月曜日）に開催）、相談数*：368組）。*数値は上記住宅再建相談会の内数</li> <li>防災集団移転促進事業等を実施する釜石市、大船渡市、大槌町など7市町との民間住宅の早期着工のための住宅ローンの円滑な実施へ向けた対応等に関する綿密な調整等を行った。</li> </ul> </li> <li>平成26年度補正予算による融資限度額の引上げについては、ホームページ等で周知するとともに、金融機関の協力を得て、融資申込済みの方を対象にお知らせ（ダイレクトメール）を機構から直接送付し、引上げの内容と手続を案内した。</li> <li>インターネットを利用できる環境にない被災者があることを踏まえ、フリーダイヤル対応で災害復興住宅融資の返済シミュレーションを行うサービスを実施した。返済シミュレーションの実施に当たっては、年齢や収入等、各被災者の状況を伺いながら、定年退職後の収入減、親子リレー返済の利用可能性等も踏まえ、希望者には試算結果を郵送する等、きめ細やかに対応した（対応実績62件）。</li> <li>受託金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談を行った結果、返済特例制度の適切な対応（329件、累計6,014件）を実施するとともに、適用者のうち、据置期間の終了予定の方には、返済開始を案内するダイレクトメールにより返済の開始を案内し、必要に応じて据置期間の延長等必要な措置を講じた。</li> <li>私的整理ガイドラインの適切な対応（申請50件（累計350件）、弁済計画成立100件（累計308件））を実施した。</li> </ul>
<p><b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p>	
<p><b>1. 組織運営の効率化</b></p> <p>住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進める。</p> <p>支店については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、平成28年度末までに北関東支店及び南九州支店を他支店と統合するための準備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化については、平成24年度に以下の取組を実施したところであり、平成26年度においても引き続き当該取組を継続している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり推進部のマンション再生支援グループを廃止</li> <li>北海道支店、中国支店及び九州支店のまちづくり推進グループを廃止</li> <li>事業系直接融資に係る融資審査業務を審査部事業審査センターに集約し、各支店の事業審査グループを廃止</li> </ul> </li> <li>支店体制の見直しについては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月20日行政改革推進会議決定及び同年12月24日閣議決定）において、支店体制の見直しについて決定されたことを踏まえ、南九州支店と九州支店の統合を平成27年度中に、北関東支店と首都圏支店の統合については平成28年度上半期を目途として、統合後の円滑な事務実施のため、機会を捉えて、自治体、金融機関をはじめ関係のある地域各界に対する丁寧な説明の実施など準備を進めた。</li> </ul>
<p><b>2. 一般管理費等の低減</b></p> <p>(1) 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。）については、業務運営全体の効率化を図ることにより、中期目標の達成に向け削減する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の継続的実施等の経費削減の取組により、平成23年度に比べ7.7%削減した。</li> <li>注）システム改修に係る一時的な経費（約1.9億円）があったが、これがなかった場合の削減率は約14%であり、今後はシステム改修等も減少する予定であり、その他の経費についても削減する予定であることから、目標を達成する見込みである。</li> </ul>

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績
<p>(2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その縮減を徹底する。</p> <p>① 業務の効率化を図るため、住宅ローン債権のうち全額繰上償還を行ったものについて、管理回収業務を債権回収会社に委託する。</p> <p>② 事務手続の外部機関への委託を行い、業務の効率化及び体制の合理化を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収会社への業務委託を活用し、物件処分による回収を促進した（個人向け債権の委託率：89.4%）。</li> <li>電話相談業務、社内システムの運用・管理業務、住宅債券に係る事務手続、旅費事務手続等の外部委託を継続し、業務の効率化を行った。</li> </ul>
<p><b>3. 業務・システム最適化</b></p> <p>(1) 業務・システム最適化計画（平成19年度策定）について、これを着実に実施するとともに、更なる効率化・合理化に向けた措置を講じた見直しを行う。</p> <p>(2) システム調達について、引き続き競争性の高い調達方式の採用等を行うとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合オンラインシステムのサーバ化及び機構内に設置されたシステムのサーバ機器の統合プロジェクトについては順調に進捗している。</li> <li>業務・システム最適化計画に基づき、IT投資管理委員会の運営等を通じたITガバナンスの実施、一般競争入札による調達等のシステムの調達、コストの適正化を行った（9件全てのシステム調達案件対象について一般競争入札による調達）。</li> <li>Withシステム運用業務について機構業務で初めてとなる市場化テストを活用してより良質かつ低廉な公共サービスを実現できるよう調達仕様書の文言を内閣府の市場化テスト事務局と協議を重ね、入札監理小委員会の承認を得た。</li> <li>人材育成のための計画の作成、外部の専門的知見を有するCIO補佐官を交えた勉強会を6回実施した。</li> </ul>
<p>(3) 内部人材のレベルアップを図るため、ITリテラシー向上に資する外部の専門的知見を有する者を活用して、職場内研修（OJT）等を実施する。</p>	
<p><b>4. 入札及び契約の適正化</b></p> <p>(1) 契約監視委員会における審議等を踏まえて策定した随意契約等見直し計画（平成22年6月策定）に基づき、入札及び契約の適正化を着実に実施する。</p> <p>(2) 随意契約の基準をホームページ上で公表する。また、国の基準も参照しつつ、一定額以上の契約についてもホームページ上で公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約等見直し計画に基づき、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>競争性のない随意契約の見直しについては、真にやむを得ないものを除き、契約を締結しないこととして取組を実施</li> <li>一者応札の見直しについては、仕様書の内容の見直し及び事業者からの聞き取りの反映など、より入札に参加しやすい環境を整備</li> </ul> </li> <li>その結果、競争性のない随意契約は金額ベースで全体の1.8%となり、平成25年度の1.6%より増加するものの、随意契約等見直し計画目標（5.1%）を下回っている。</li> <li>平成26年度計4回の契約監視委員会において点検を実施した結果、いずれも適正であるという評価であった。</li> <li>随意契約の基準等の契約方法に関する定め及び一定額（国の基準と同一）以上の契約情報等について、ホームページで公表した。</li> </ul>
<p><b>5. 適切な内部統制の実施</b></p> <p>内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、平成25年度に判明した不適切な事務処理事案を踏まえ、内部統制の更なる高度化を図ることとし、実施状況の点検を四半期ごとの年度計画についての点検とあわせて行う。また、その結果を踏まえ業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図る。</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会を設置し、事業運営の妥当性を審議するとともに、その概要を開示する。</p> <p>コンプライアンスに係る取組については、外部有識者の意見を踏まえ、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、毎年度の実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定し、実施している。</p> <p>昨年度に引き続き、コンプライアンスプログラムには、職員不祥事再発防止のための具体的な取組事項を盛り込み、組織を挙げて再発防止に取り組む。</p> <p>また、四半期ごとに取組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、適宜、取組方策について必要な見直しを行う。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に判明した審査業務における不適切な事務処理事案を踏まえ、平成26年度も内部統制の更なる高度化に向けて以下の取組を実施した。また、年度計画及び業務運営上の目標の確実な達成を図るため、部署ごとに重点的に取り組む事項をアクションプランとして定め、四半期ごとに実施状況の点検を行い、点検結果を役員会に報告するなどPDCAサイクルを実施し、年度計画等の内部点検を適切に実施した。</li> <li>（予防的統制） <ul style="list-style-type: none"> <li>審査部審査センターにおいて、平成25年12月に実施した審査センター長からグループ長・推進役への決裁権限の委譲を進め、平成26年9月にも委譲事項を拡大した。これにより、審査センター長はモニタリング、職員の育成等の内部管理に重点的に取り組むこととした。</li> <li>審査センターでの取組も踏まえて、事業審査センターでも決裁権限の見直しを行い、事業審査センター長は、モニタリング、職員の育成等の内部管理に重点的に取り組むこととした。</li> <li>支店においても、管理職者による主体的なマネジメントを一層強化するための時間確保、及び非管理職者が権限と責任のある業務を担当することによるモチベーション向上を目的として、これまでグループ長が行っていた検印的な確認、照合に該当する事項を、非管理職者が行うこととした。</li> <li>懸念：不審情報があった場合の情報共有や内部通報制度の周知を徹底するとともに、所属長及び人事部による職員面談の実施、退職者アンケートの実施等の人事管理を徹底した。</li> <li>理事長から職員に対し、折に触れて内部統制についてのメッセージを発信しているほか、外部の専門家を講師に招き内部統制について管理職研修を実施した。</li> <li>経営に対する職員の意識を高め、現場力の向上に繋げることを目的として、経営上のトピックスをまとめた「経営情報通信」を発行（平成26年度24回（平成25年度6回）、全社掲示板に掲載）し、説明会を開催した。なお、「経営情報通信」に関するアンケートを全職員に対して実施したところ、「非常に有益」が30%、「やや有益」が58%、「あまり有益ではない」が12%、「全く有益ではない」が0%という結果であった。</li> <li>仕事の意味や意義を再確認すること等を目的に、お客さまやビジネスパートナーから職員が頂いた「ありがとう事例」を集めて冊子として作成した。</li> </ul> </li> </ul>



平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績
	<p>(発見的統制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制の状況を自ら点検するため、各所属長を点検実施責任者とする内部自主点検を年間2回実施した。</li> <li>・ 民間金融機関の運用を踏まえ、不正防止の観点から、自部署執務室内の個人デスク等の点検や長期休暇の取得の徹底について検討し、平成26年度に実施した。</li> <li>・ 内部監査において、個人デスク内の書類を確認する等の検査的視点を強化した監査を実施した。また、内部自主点検や実地点検・モニタリングの実施状況やその有効性を加味し、発見的統制を意識した監査を実施した。</li> </ul> <p>(例外管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部環境の変化等に対応して業務運営を行うため、業務の有効性及び効率性を改善する取組として、現場でのカイゼン活動を積極的に推進した。毎年度「カイゼン発表全国大会」を開催して、遠藤功教授（早稲田大学ビジネススクール教授）をお招きし、発表された各カイゼン事例に対するご講評をいただいた。なお、CS推進部お客さまコールセンターが発表した事例について遠藤功教授の書籍「現場論」（東洋経済新報社）に掲載頂き、評価いただいた。（カイゼン件数 平成26年度：967件、平成25年度：363件、平成24年度：147件）</li> <li>・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会として、平成26年4月に事業運営審議委員会を設置し、事業運営の妥当性を審議するとともに、審議概要をホームページに公表した（平成26年度は3回開催）。</li> <li>・ 平成27年4月1日施行の改正独立行政法人通則法において、独立行政法人のガバナンス強化を目的として、業務方法書に内部統制の整備に関する事項を整備すべきとされたことから、業務方法書を改正し、併せて内部統制基本方針を改正した。</li> <li>・ 機構全体のコンプライアンスを徹底・定着させるための行動計画として、職員不祥事の再発防止策を含むコンプライアンスプログラムを策定し、これに基づいてコンプライアンス推進活動を行った。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部署毎に職員不祥事の振り返りを行うとともに関連するテーマでコンプライアンスミーティング（全職員が各部署の小グループの単位に分かれて行う双方向の議論）を行った。</li> <li>・ 各部署の業務におけるコンプライアンス上のリスクを洗い出し、自分たちで対応策を検討し、実行する取組（セルフアセスメント）を継続するとともに、実効性のある対応策を継続させるための仕組みを検討した。</li> <li>・ コンプライアンスドリルを1日1問形式に変更し、日々コンプライアンスの重要性に接する機会を持つことで意識の向上に繋がった。</li> <li>・ ハラスメント防止の取組として、ハラスメント防止規程の制定、職員向け研修、事例の周知等を行った。</li> </ul> </li> <li>・ コンプライアンスプログラムの四半期毎の点検を行い、その結果をコンプライアンス委員会へ報告した。なお、コンプライアンス委員会に外部有識者の参加を得て、その意見を踏まえて次年度のコンプライアンスプログラムを策定した。</li> <li>・ ディスクロージャー誌、ホームページの内容の充実など情報公開を積極的に実施。ディスクロージャー誌では、平成25年度の取組をトピックスとした特集ページを作成した。併せて取組をよりコンパクトに取りまとめたダイジェスト版を作成した。</li> <li>・ 標的型攻撃を受けた場合に緊急かつ的確に対応するため、セキュリティの強化を図るとともに、専門緊急対応チーム「機構CSIRT」（Computer Security Incident Response Teamの略）を設置し、標的型攻撃への対応手順を定めた。</li> <li>・ システムの脆弱性診断、職員への標的型攻撃メール訓練を実施した。</li> </ul>
<p><b>6. 積極的な情報公開</b></p> <p>業務運営の透明性を確保するため、説明責任の向上を図る見地から、機構の業務等を紹介する日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページの内容について、勘定ごとの財務内容の解説等の充実を図ること等により、住宅ローン利用者を含めた国民に対して業務の内容や財務諸表等の経営状況に関する情報の公開を積極的に推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年度決算の財務内容、勘定ごとの財務状況の解説、中期目標・中期計画・年度計画等、機構の業務内容や経営状況等について、日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページにより情報を公開した。</li> <li>・ 平成26年度は、上記に加えて機構の取組内容等が簡潔に分かるように引き続きミニディスクロージャー誌を作成し、関係機関へ配布した。</li> </ul>
<b>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>	
<p><b>1. 収支改善</b></p> <p>(1) 既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した業務に係る経理を除く。）については、証券化支援業務等の商品の見直し、業務運営の効率化の推進等により、全体として、繰越欠損金が発生しない損益を維持する。</p> <p>また、損益状況等については、ホームページ及びディスクロージャー誌を通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券化支援事業の普及に向けて組織一丸となって取り組むとともに、個々のお客さまの状況に応じ丁寧に正常化支援を行う等の管理回収の取組によりリスク管理債権を削減した結果、既往債権管理勘定以外の勘定（保証協会から承継した業務に係る経理を除く。）について、1,029億円の当期総利益を計上し、2,051億円の利益剰余金を計上した。</li> </ul>

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績																																				
<p>(2) 既往債権管理勘定については、借入者の個別状況を踏まえつつ、返済相談等を通じて新規延滞発生を抑制を図り、また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却を進める等、債権管理・回収を的確に行うこと等により、繰越欠損金を着実に削減する。</p> <p>また、損失の状況、処理方法等については、ホームページ及びディスクロージャー誌を通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券化支援事業(買取型)の信用リスク及びALMリスクについては、収益の発現に対して費用(損失)の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半に発生した利益でその後の損失を賄う収益構造となっている。このため、当初に発生する利益を積立金とし、その後の損失発生時に積立金を取り崩すことで、将来にわたり安定的な財務基盤の構築を図っている。</li> <li>機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>返済相談等を通じた新規延滞発生を抑制、担保不動産の任意売却等の回収の取組等により、繰越欠損金は1,084億円となり、平成25年度から1,760億円削減した。 (証券化支援事業の普及に向けた取組)</li> <li>金融機関、住宅関連事業者等を通じたお客さまへの制度周知、各種媒体を通じた広報活動、中小事業者への技術支援等を通じた良質な住宅への誘導を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ住宅のシェア 61.8% (平成25年度59.1%)</li> </ul> </li> <li>機構における審査日数の短縮化による利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>標準処理期間内処理割合 83.4% (平成25年度81.2%)</li> <li>追加審査案件の機構における平均審査日数の短縮化 2.5日 (平成25年度3.2日)</li> </ul> </li> <li>金融機関から機構への審査書類の送付に要する日数の短縮化に向けて、伝送処理の取扱増加の働きかけを推進した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>買取申請件数に占める利用率 78.4% (平成25年度66.9%)</li> </ul> </li> <li>IRやMBSの平準化等の取組によるスプレッドの安定化に取り組み、国債の金利が低下したことも相まって、お客さまに相対的に低い金利で住宅ローンを提供した。 (リスク管理債権の削減に向けた取組)</li> <li>返済が継続しているお客さまについてアンケート形式の書面を活用した提案型カウンセリングを実施するなどして、丁寧な返済相談を行いお客さまの実情に応じた家計の見直しや返済方法の変更を提案した。</li> <li>丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。</li> </ul> <p>(参考) 「当期総利益又は当期総損失」及び「利益剰余金又は繰越欠損金」の推移 (既往債権管理勘定以外の勘定*) ※保証協会承継業務に係るものを除く (億円)</p> <table border="1" data-bbox="826 1335 1430 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単年度</td> <td>▲171</td> <td>453</td> <td>401</td> <td>761</td> <td>1,029</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>▲285</td> <td>168</td> <td>260</td> <td>1,022</td> <td>2,051</td> </tr> </tbody> </table> <p>(既往債権管理勘定) (億円)</p> <table border="1" data-bbox="826 1520 1430 1644"> <thead> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単年度</td> <td>▲169</td> <td>837</td> <td>1,659</td> <td>1,655</td> <td>1,760</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>▲6,994</td> <td>▲6,158</td> <td>▲4,499</td> <td>▲2,844</td> <td>▲1,084</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開した。</li> </ul>		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	単年度	▲171	453	401	761	1,029	累計	▲285	168	260	1,022	2,051		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	単年度	▲169	837	1,659	1,655	1,760	累計	▲6,994	▲6,158	▲4,499	▲2,844	▲1,084
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																
単年度	▲171	453	401	761	1,029																																
累計	▲285	168	260	1,022	2,051																																
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																
単年度	▲169	837	1,659	1,655	1,760																																
累計	▲6,994	▲6,158	▲4,499	▲2,844	▲1,084																																
<p><b>2. リスク管理の徹底等</b></p> <p>(1) 機構の各種リスクを的確に管理するために、機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、各リスクの管理を行う。また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定、各リスクの管理態勢計画の策定等を行うとともに、これに基づきモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク、オペレーショナルリスク等を的確に管理するために、各リスクを担当する役員・部署を定めるとともに、機構内に設置した信用リスク管理委員会(23回開催)及びALMリスク管理委員会(15回開催)において各リスク管理のPDCAを実践した。</li> <li>各リスクを総体として捉える統合的リスク管理では、リスクの特定、モニタリング指標の設定及び管理態勢整備のための年度方針の策定について役員会で審議し、これらに基づきモニタリングを実施した。モニタリング結果は可能な限り早期に役員会へ報告した。</li> </ul>																																				

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績
	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、平成26年度のリスク横断的シミュレーションでは、将来の金利変動等を加味したキャッシュフローを前提に、信用リスク及び市場リスクの両リスクから発生する損失が金利収入で賄われているかどうかをリスク横断的に計測するとともに、将来の事業量の変化に係るシナリオ分析も行い、これらのリスクの増加に対する財務上の耐性等を確認した。</li> </ul>
<p>(2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、不適正申込みの未然防止を徹底するよう金融機関に対して適切な融資審査の実施について働きかけを行う。また、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリング及び信用リスク計量化手法の高度化を図りつつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアムの水準等を計測することにより、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期毎にモニタリングを行い、その結果を信用リスク管理委員会及び役員会に報告した。</li> <li>モニタリング結果、買取型の足下の利用状況等を踏まえて、平成26年度審査方針を見直した。</li> <li>モニタリング結果等を踏まえて、買取型及び機構融資債権に係る平成27年度信用コストを設定した。</li> <li>平成26年度の債権属性を踏まえて平成27年度リスクテイク方針を定めた。</li> <li>平成26年度の審査方針を総括し、それを踏まえて平成27年度審査方針を定めた。</li> </ul>
<p>(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、証券化、多様な年限の一般担保債券（以下「SB」という。）の組み合わせによる発行等により、適切に対応する。また、SBの満期償還に伴う再調達や余剰資金の再運用と新規の資金調達を一体的に管理すること等により、ALMの高度化を図る。</p> <p>既往債権管理勘定にあつては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップについて、必要に応じてSB等による資金の再調達を行うとともに、資金の有効活用のための方策を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フラット35及び賃貸住宅融資においてストックから生ずるキャッシュフローのズレを、新規の資金調達時に事後的に調整するために平成24年1月に導入した仕組みを平成26年度も引き続き実施した。</li> <li>MBS、機構初となる3年債を含む複数の年限のSBの発行のほか、機構初となるシンジケートローンによる借入れを行い、資金調達の多様化を図った。</li> <li>市場関係者の金利見通しと同じ目線で金利リスクを管理するため、インプライドフォワードレート（60営業日平均）をベースにした金利シナリオに見直した。</li> <li>既往債権管理勘定の中長期的な資金ギャップを把握した上で、この資金ギャップの縮減に資する資金を平成27年度に調達する方針を決定した。</li> </ul>
<p>(4) 住宅ローン債権の回収業務の委託先に対しては、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等について適切な審査を行う。また、委託先の経営状況のモニタリングを行い、万一委託先が破綻した場合には、当該委託先が行っていた業務の引受けが円滑に行われるよう譲渡先の選定、移管手順等の事務処理スキームの整備等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入申請金融機関については、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等の適合基準に基づき適切に審査を行い、既委託先金融機関については、行政処分状況、決算結果等の経営状況等のモニタリングを実施することにより、全委託先機関の経営状況を把握した。</li> <li>委託先が破綻した場合に備えて、破綻時の対応に係る研修を行った。</li> </ul>
<p>(5) 個人向けの住宅ローン債権については、返済相談等を通じ延滞債権の新規の発生を抑制するとともに、延滞債権の処理を進める。</p> <p>返済が困難になった借入者に対しては、平成25年3月31日を以て適用期限終了となった中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）（以下「金融円滑化法」という。）の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更の柔軟かつ柔軟に対応する。</p> <p>また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に重点的に取り組む。</p> <p>(6) 事業者向け債権については、延滞債権、貸出条件緩和債権並びに正常償還中の大口貸出先債権及び過去延滞債権について、借入者の財務内容を把握する。また、満3か月以上の延滞債権について、個別債権ごとに進捗管理を行う。</p> <p>返済が困難になった借入者に対しては、金融円滑化法の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に柔軟かつ柔軟に対応する。</p> <p>また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に重点的に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>返済相談等を通じて借入者の実情を把握し、実情を考慮した返済計画の策定を行う等、返済継続を促す働きかけに取り組んだ。</li> <li>延滞が継続しているお客さまについては、平成25年度から実施している提案型カウンセリング（アンケート形式の書面を活用するなど、具体的な延滞の原因や生活状況を詳細に把握することにより、お客さまの状況に応じた家計の見直しや返済条件の変更を提案すること。）の結果を踏まえ、平成26年度からはより高い効果が期待できる標準的な取組方法（直近3か月において3～4か月延滞で推移しているお客さま等を中心に送付、お客さまの目につきやすく、回答しやすい送付方法・書式等の工夫）を定め、全支店で実施するなど、きめ細かな対応を行い、正常化を支援した（提案型カウンセリングを実施したお客さまの改善率（延滞解消又は延滞回数が縮減した割合）は48.4%）。</li> <li>金融円滑化法の適用期限終了後においても、同法の趣旨を踏まえ、返済困難者に対して償還期間延長などの措置を継続して適切に対応。必要な相談体制の整備や実施状況の主務省報告を行ったほか、証券化支援業務の買取債権における元金据置中の金利引下げ（1%引下げ）について、同法適用期間中は国費で対応していたが、終了後も機構の自助努力により金利引下げ（0.5%引下げ）を実施した。</li> <li>丁寧なカウンセリングを背景とした確かな返済方法変更の適用により、正常化率の向上に寄与した。個人向け直接融資債権に係る年度別の返済方法変更適用件数と4年経過時点での正常化率は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度：20,200件、71.30%（平成24年度末）</li> <li>平成21年度：25,494件、77.90%（平成25年度末）</li> <li>平成22年度：24,713件、78.90%（平成26年度末）</li> </ul> </li> <li>丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。</li> <li>受託金融機関における返済相談等を通じた延滞債権の削減及びお客さまサービスの維持向上を図るため、債権管理回収業務に係る業務委託手数料を引き上げることを決定した。</li> </ul>

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者向け債権については、債権管理業務・自己査定業務の一環として、借入者の財務内容の把握に努めるとともに、満3か月以上の延滞債権については、個別債権ごとに実態の把握、措置方針の策定、進捗状況の管理を行い、個人向け住宅ローン債権と同じく、返済継続が困難な借入者に対する対応等を行った。その他にも、特定優良賃貸住宅の家賃補助の終了時期が到来する債権に対しモニタリングを実施し返済継続を支援した。</li> </ul>
(7) 既往債権管理業務については、平成23年度末のリスク管理債権の残高額について、新規の不良債権発生額を抑制しつつ不良債権の処理を促進し、中期目標期間の最終年度までに10%以上削減することを目指して取り組む。	返済相談の実施等により、新規の不良債権を抑制しつつ、返済継続が困難な債権は債権回収会社への委託を活用し、任意売却等による早期の処理により削減を図った結果、リスク管理債権額は対平成23年度比で39.5%減少した。
(8) 証券化支援業務については、適切な融資審査及び的確な債権管理を行い、中期目標期間の最終年度における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を3.6%以内に抑制することを目指して取り組む。	買取債権残高が増加する中、買取審査の適切な実施、返済相談の実施等による延滞債権増の抑制に努めた結果、リスク管理債権比率は0.90%となった。
(9) 賃貸住宅融資業務については、適切な融資審査及び的確な債権管理を実施し、中期目標期間の最終年度における証書貸付残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を3.6%以内に抑制することを目指して取り組む。	借入者の財務内容の把握、個別債権ごとの進捗管理の実施により延滞債権削減に努めた結果、リスク管理債権比率は1.86%となった。
(10) 独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証を適切に実施し、保証債務履行により発生する求償権については、物件の任意売却、競売等の回収手段により着実に実施する。	福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫から請求のあった債権の全てについて、保証債務履行を行った。履行後の求償権については、債権回収会社への業務委託等により、回収を行った。
<b>3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</b> (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	(略)
<b>IV 短期借入金の限度額</b>	
(1) 短期借入金の限度額 15,000億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金	平成26年度における短期借入金（手形借入金及びコール借入）の実績無し。
<b>IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b>	
該当なし	該当なし
<b>V IV-2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b>	
該当なし	平成25年5月に売却手続を完了した。
<b>VI 剰余金の使途</b>	
決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	平成26年度末における剰余金の残余については、財形住宅資金貸付勘定の機構法第18条第2項積立金及び住宅資金貸付勘定の前中期目標期間繰越積立金を除き、全て一般積立金として整理し、剰余金の使途への充当は行わない予定である。
<b>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	
<b>1. 施設及び設備に関する計画</b> 該当なし	該当なし
<b>2. 人事に関する計画</b> (1) 中期目標に設定している数値目標を達成するため、業務運営の効率化により計画的に人員の抑制を図る。	計画的な人員の抑制により、平成26年度末の常勤職員数は、890人（平成24年度期首比▲3.4%）となった。
(2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。	人件費については、前年度との執行状況を随時比較し、平成26年度の執行状況を的確に管理。その結果、7,953百万円（対平成23年度比▲1.2%）となった。
(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め職員給与の在り方について厳しく検証した上で、平成28年度までに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指して計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、対国家公務員指数の結果等について検証の上、平成27年6月30日にホームページで公表した。 平成26年度の対国家公務員指数は、年齢・地域・学歴勘案後108.1（平成23年度比：▲4.7ポイント）となった。 各地域に拠点を有し、全国規模で金融サービスを提供している民間金融機関等や機構と就職希望者が競合する民間金融機関等との給与水準の比較において、民間金融機関等と同年齢と仮定して算定した機構の給与（推計値）（※）は、民間金融機関等に比べ概ね同水準又は下回る水準にある。

平成26年度 年度計画	平成26年度 業務実績															
	<p>※民間金融機関等と機構のデータを比べた場合、年齢差以外にも地域差（東京23区に勤務する機構職員の割合（平成26年度給与水準公表ベース）は64.0%）、学歴差（大学卒以上の学歴の職員割合（同）は84.2%）、職種差（総合職職員の割合（同）は82.7%）等の分布の差が生じていると推測されるが、詳細な民間金融機関等のデータが存在しないため、比較する上で考慮できていない。</p> <p>【平均給与の比較】</p> <table border="1" data-bbox="826 383 1423 595"> <thead> <tr> <th>金融機関</th> <th>平均給与 (注1、注3)</th> <th>機構平均給与 (注2、注3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関A（都市銀行）</td> <td>7,986千円</td> <td>7,914千円</td> </tr> <tr> <td>金融機関B（都市銀行）</td> <td>8,318千円</td> <td>7,428千円</td> </tr> <tr> <td>金融機関C（信託銀行）</td> <td>8,566千円</td> <td>8,574千円</td> </tr> <tr> <td>金融機関D（政策金融機関）</td> <td>10,461千円</td> <td>7,828千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 民間金融機関等の平均年齢及び平均給与等のデータは、有価証券報告書（平成25年事業年度）より抜粋。  注2 機構の平均給与は、平成26年度給与データを基にした給与カーブに比較対象金融機関の平均年齢を当てはめて算出した金額。  注3 有価証券報告書に記載されている各民間金融機関等の平均給与には、時間外勤務手当及び通勤手当が含まれているため、上表の当機構の平均給与も時間外勤務手当及び通勤手当を含んだものとしている。</p>	金融機関	平均給与 (注1、注3)	機構平均給与 (注2、注3)	金融機関A（都市銀行）	7,986千円	7,914千円	金融機関B（都市銀行）	8,318千円	7,428千円	金融機関C（信託銀行）	8,566千円	8,574千円	金融機関D（政策金融機関）	10,461千円	7,828千円
金融機関	平均給与 (注1、注3)	機構平均給与 (注2、注3)														
金融機関A（都市銀行）	7,986千円	7,914千円														
金融機関B（都市銀行）	8,318千円	7,428千円														
金融機関C（信託銀行）	8,566千円	8,574千円														
金融機関D（政策金融機関）	10,461千円	7,828千円														
(4) リスク管理、証券、IT等、高度な専門性が求められる分野について、必要に応じ、外部人材を活用することによる専門性のノウハウの蓄積や、専門研修の実施、民間金融機関への研修派遣等により職員の専門性の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間機関からの出向形式等により、団体信用生命保険、IT分野における専門家を確保し、業務に関する支援、助言等を受けた。また、専門能力向上のための研修等を実施し、専門能力の向上が期待される職員に対しては、人材育成を意識した配置・ローテーションを実施した。</li> </ul>															
<b>3. 機構法第18条第1項に規定する積立金の使途</b> 機構法第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第10号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年6月29日付けで主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」については、平成26年度末においては、団体信用生命保険等業務の財源に充てるため同積立金を8,686百万円取り崩し、平成26年度末の同積立金は304,045百万円となった。</li> </ul>															
<b>4. 宿舎に関する事項</b> 「国家公務員宿舎の削減計画」（平成23年12月1日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に40%程度の削減を実現するため、平成24年度に策定した宿舎見直し計画を踏まえ、必要な取組を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止予定宿舎の平成28年度末までの確実な廃止に向け、入居世帯が少数であった代田宿舎、神田宿舎及び西新第2宿舎について、平成26年度末に空き家とし、今後、売却手続に着手する。</li> <li>なお、宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に40%程度の削減を実現するため、宿舎入居に関する年齢制限を措置することとしている（実施は平成28年度）。</li> </ul>															